

令和4年度未処理ふぐ卸売販売者講習会実施要領

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

- 1 開催者
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
仙台市健康福祉局保健所生活衛生課
- 2 日時
令和4年11月18日（金） 午後1時から午後2時30分まで
- 3 場所
仙台中央卸売市場 管理棟3階 会議室
（仙台市若林区卸町4丁目3-1）
- 4 対象者
（1）新たに未処理ふぐ卸売販売者になろうとする者
（2）未処理ふぐ卸売販売者（※）で、受講を希望する者
※改正前の「ふぐの取扱いに関する指導要綱（昭和59年8月20日施行）の第9の規定に基づくふぐ取扱者名簿に登録された者（販売区分に限る。）を含む。
- 5 講習内容
（1）ふぐの衛生について
（2）ふぐに係る制度について
（3）ふぐの鑑別実習
- 6 申請期間
令和4年9月26日（月）から令和4年10月14日（金）まで（必着）
（午前8時30分から午後5時15分まで）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く（持参の場合）。
- 7 受講料
無料
- 8 受講手続
講習会を受講しようとする者は、未処理ふぐ卸売販売者講習会受講申請書（様式1号）を、その者が従事する営業所の所在地を管轄する保健所（支所）に提出すること。また、従事する営業所が無い場合は、住所地を管轄する保健所（支所）に提出すること。その際郵送による申請書の提出を可能とする。

なお、従事する営業所の所在地又は住所地が仙台市の場合は、仙台市で受講手続きを行うこと。

9 受講者の決定

受講申請者が多数の場合には、会場の都合により受講できない場合があるが、受講の可否も含めて10月下旬に、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課から申請者あてに直接通知するとともに、受講できない申請者あてに電話連絡を行うこととする。

10 その他

(1) 講習会当日準備物

筆記用具

(2) 未処理ふぐ卸売販売者講習受講済証の交付

講習を受講した者には、要綱第5により未処理ふぐ卸売販売者講習受講済証を申請者住所あて郵送する。

(3) お問い合わせ先

最寄りの保健所・支所（仙台市の保健所を除く。）又は宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課にお問い合わせください。

※別紙 所管保健所等一覧表参照

仙台市に営業所がある場合又は勤務する営業所がなく、住所地が仙台市の方については、仙台市にお問い合わせください。

(4) ふぐの処理について

本講習会を受講しても、宮城県内でふぐを処理することはできません。ふぐを処理する場合はふぐ処理者の免許を受けてください。

なお、次回のふぐ処理者試験は令和5年度を予定しています。

所管保健所等一覧表

お問い合わせは平日の 8:30～17:15 の間にお願いします。

受講申請書の提出は、営業所の所在地（営業所が無いときは受験者の住所地）を所管する保健所等の窓口へ提出（郵送）して下さい。

保健所名	所在地	電話番号 (担当窓口)	所管する市町村
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3117 (食品衛生班)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5505 (食品薬事班)	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町
仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6294 (食品薬事班)	名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町
仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	〒981-3304 富谷市ひより台 2-42-2	022-358-1111 (食品薬事班)	富谷市, 大和町, 大郷町, 大衡村
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0710 (食品衛生班)	大崎市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1 (栗原合同庁舎内)	0228-22-2115 (食品薬事班)	栗原市
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	〒986-0861 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1417 (食品衛生班)	石巻市, 東松島市, 女川町
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)	〒987-0051 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 (登米合同庁舎内)	0220-22-6120 (食品薬事班)	登米市
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-6615 (食品薬事班)	気仙沼市, 南三陸町
環境生活部 食と暮らしの安全推進課	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2644 (食品安全班)	

※ 仙台市に営業所がある場合又は勤務する営業所がなく、住所地が仙台市の方については、仙台市にお問い合わせ下さい。

仙台市健康福祉局保健所生活衛生課 電話番号：022-214-8205